

蒲郡市農業委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員（以下「農業委員」という。）の推薦の求め及び募集（以下「募集等」という。）並びに選任の手続等に関し、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）その他の法令に規定するものほか、必要な事項を定めるものとする。

(募集等の時期及び期間)

第2条 募集等の時期は、農業委員の任期満了日前であって、手続に必要な期間を考慮して市長が定めるとき又は欠員により補充が必要となったときとする。

2 募集等の期間は、原則として1月以上とする。ただし、急を要する特別な事情があるときは、この限りでない。

(募集等の方法)

第3条 募集等の方法は、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の推薦及び公募とする。

(募集等の人数)

第4条 募集等の人数は、蒲郡市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年蒲郡市条例第35号）に定める定数とする。ただし、欠員により補充が必要となった時は、定数の範囲内で必要な人数とする。

(推薦及び応募の資格)

第5条 農業委員として推薦を受ける者（以下「被推薦者」という。）及び募集に応募する者（以下「応募者」という。）は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(募集等の周知)

第6条 農業委員の募集等に当たっては、要領を作成するとともに、次の方法によ

り公表し、周知するものとする。

- (1) 公示
 - (2) 広報がまごおりへの掲載
 - (3) 市ホームページへの掲載
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認められる方法
- (推薦手続)

第7条 農業委員の推薦をしようとする者は、蒲郡市農業委員会委員推薦申込書(個人用)（第1号様式）又は蒲郡市農業委員会委員推薦申込書（組織用）（第2号様式）に被推薦者の住民票（発行後3か月以内のものに限る。次条において同じ。）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(応募手続)

第8条 応募者は、蒲郡市農業委員会委員応募申込書（第3号様式）に当該応募者の住民票その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するものとする。

(募集等の状況の公表)

第9条 法第9条第2項の規定による公表は、公示、市ホームページへの掲載等により、募集等の期間の中間及び終了後に遅滞なく行うものとする。

(候補者の評価)

第10条 第7条及び第8条に規定する被推薦者及び応募者（以下「候補者」という。）について、その人数が募集人数を超えた場合又は必要と認められる場合には、市長は蒲郡市農業委員会の委員候補者評価委員会設置要綱（平成29年1月25日施行）の規定に基づく蒲郡市農業委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に候補者の評価について意見を求めるものとする。

2 評価委員会は、その合議によって候補者を評価した上で、市長に意見を報告するものとする。

(任命)

第11条 市長は、募集等の結果を尊重するとともに、前条の規定により候補者の評価について意見を求めた場合には、その報告を参照の上候補者を決定し、議会の同意を得て、農業委員を任命するものとする。

2 市長は、前項の規定により任命された農業委員を公示するとともに、市ホームページ等への掲載により公表するものとする。

(補充)

第12条 罷免、失職及び辞任による欠員が農業委員の定数の3分の1を超えた場合又は運営に著しく影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、この要綱の規定に基づき速やかに補充するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月2日から施行する。